

令和5年度 第19回役員会議事要旨

日 時 令和5年12月27日（水） 10時30分～11時28分

場 所 本部棟2階大会議室

出席者 学長、渡理事、大島理事、山下理事、豊田理事、野口理事、石田理事、竹下理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事、南谷監事

1 審議事項

【一括審議事項】

学長から、役員会で協議し、教育研究評議会等で審議した（1）の案件について、一括審議する旨の説明があった。

次いで、総務課長から、一括審議事項の概要について次のとおり説明があった。

- （1）大学院設置基準等の一部改正に伴う「佐賀大学大学院学則」等の一部改正について
大学院設置基準等の一部改正に伴い、対応が必要な事項について検討を行い、適切な対応を実施するもの。

審議の結果、上記1案件は了承された。

【審議】

- （2）クロスアポイントメント制度の適用について

渡理事から、前回の役員会での協議を踏まえ一部文言を修正した旨の説明があり、審議の結果、了承された。

- （3）令和5年度電気料金・ガス料金の高騰に対する支援について

財務課長から、令和5年度電気料金・ガス料金の高騰に対して緊急的な激変緩和策として一定の支援を実施する旨、文部科学省から通知があり、それに基づく令和5年度支援総額及び予算配分額（予定）についての説明があり、審議の結果、了承された。

2 協議事項

- (4) 国立大学法人佐賀大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び国立大学法人佐賀大学臨時職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について

渡理事・人事課長から、仕事と育児の両立のため、現在小学校就学の始期までとしている子の看護休暇を、中学校就学の始期まで取得できるように「国立大学法人佐賀大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程」及び「国立大学法人佐賀大学臨時職員の勤務時間、休暇等に関する規程」の一部改正を行う旨の説明があった。

なお、本件については次の役員会において審議されることとなった。

- (5) 国立大学法人佐賀大学役員報酬規程の一部改正について

渡理事・人事課長から、国においては人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正が成立したため、本学においても国家公務員に準拠する方針に基づき役員報酬規程の一部改正を行う旨の説明があった。

なお、本件については経営協議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

- (6) 令和5年人事院勧告への対応等に伴う就業規則（職員給与規程等）の一部改正について

渡理事・人事課長から、国においては人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立したため、本学においても国家公務員に準拠する方針に基づき職員給与規程等の一部改正を行う旨の説明があった。

なお、本件については経営協議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

- (7) 国立大学法人佐賀大学職員人事規程等の一部改正について

渡理事・人事課長から、現在医学部附属病院において雇用中の歯科衛生士について、他の医療技術職員（免許職種）と同様、契約医療技術職員としての雇用を可能とし、また、将来常勤職員としての雇用の可能性を踏まえ関連規程の整備を行う旨の説明があり、審議の結果、了承された。

なお、本件については経営協議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

- (8) 国立大学法人佐賀大学クロスアポイントメント制度に関する規程の一部改正について

渡理事・人事課長から、クロスアポイントメント制度に係る手続きを見直すため、所要の改正を行う旨の説明があった。

なお、本件については教育研究評議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

(9) 延長定年制度導入のための就業規則等の新設及び一部改正について

渡理事・人事課長から、延長定年制度を導入するため、就業規則等の新設及び一部改正を行う旨の説明があった。

国立大学法人佐賀大学における延長定年制度に関する特例措置規定の内容及び延長定年制度適用予定職員の決定方法について意見があり、次の役員会にて検討することとなった。

なお、本件については経営協議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

(10) その他

特になし。

以 上